

平成25年度第2回徳島市入札監視委員会 議事録

開催日時	平成25年11月21日(木) 9:00~11:45	
開催場所	徳島市役所 6階 入札控室	
出席者	委員会 長地委員長、鈴木委員、成行委員、疋田委員、古田委員 徳島市 土木部副部長兼土木政策課長 水道局総務課長 他 関係各課・事務局職員	
審議案件	一般競争入札	4件
	指名競争入札	6件
	随意契約	0件
	合計	10件

議事概要

委 員 員	徳 島 市
市発注工事等に係る入札・契約手続の運用状況等について	
	1 対象期間 (H25. 4. 1~H25. 9. 30)の発注工事について
審議 1 <指名競争入札>南佐古住宅B棟耐震補強管工事 (住宅課)	
◇ 辞退者が多い理由はわかりますか。	◆ 具体的には確認はしていませんが、昨年末からの経済対策等により、需要が多くあるのではないかと考えています。
◇ 耐震補強管工事ができる業者は何者ぐらいあるのですか。	◆ 指名競争入札の管工事の場合、Cランクの業者が対象となり、本件の指名時点では20者ありました。これを2つのグループに分け、交互に発注していました。
◇ それは地区で分けているのですか。	◆ 業者の完工高等を点数化し、その順番により振り分けています。
◇ 他の工事でも同じように辞退があるのですか。順番に辞退しているということはないのですか。辞退の理由は聞いておくべきではないですか。	◆ 金額的な問題であったり、他の工事を受注した等いろいろ理由はあると思われませんが、例えば金額的な問題であったとしても、それをすぐに予定価格等に反映するといった仕組みがないため、理由を聞いても対応が難しいという問題もあります。
◇ 10者中7者が辞退であるが、追加の指名とかはできないのですか。	◆ 当初に指名した時点で入札手続きに入っており、参加者が1者でも入札が成立することになっていることから、追加することはできません。 また、早い段階で辞退を入れてくるところもあれば、開札の直前まで入れてこない業者もあり、開札時になるまで何者が辞退するかわかりません。
◇ 1者でも入札は成立するのですか。	◆ 成立します。
◇ それならば、1者以外全てが辞退すればいいわけで、談合がしやすいのではないのですか。何回か入札していれば指名される業者も、ある程度わかってくると思う。	◆ 各案件ごとの指名業者については事後公表としていますが、ただし、登録された業者の名簿は窓口で閲覧できるようになっています。
◇ 指名業者は公開しなければいけないのですか。	◆ 事後に公開しています。
◇ 事前にはしていないのですか。	◆ 個々の案件についてはしていません。

◇ 県も公開しているのですか。

◇ 特定の業界であれば、話し合いができるのではないですか。弊害があるのであれば、公開しないことも検討する必要がありますと思いますが、公開するかどうかの判断は誰の権限になるのですか。

◇ この問題は検討課題として、次回の委員会での報告を求めたいと思います。

◇ 検討課題というのであれば、辞退理由を聞くことも課題としてほしい。

◇ 個々の案件については、各者の経営判断もあると思いますが、全体を見て辞退した業者と落札した業者との関連があるかどうか見てみたい。例えば順番に辞退しているとか。

◆ していません。

◆ 指名業者選定運用基準に基づき、公平・公正に指名業者を選定しているということを市民の皆様にご存知いただく必要もあると思います。

また、公開しなくても何回か入札を実施すればある程度は業者が判るので結果的には変わらないと思います。

◆ このグループによる前回の入札の状況ですが、業者名はこの場では分かりませんが今回と同じく7者が辞退していますが、落札したのは別の業者でした。

審議 2 <指名競争入札>南沖洲4丁目4号線道路改良工事

(耕地課)

◇ 皆低かって失格になり、一番高いところが落札したということで、これは制度の問題ですよ。

◇ 最低制限価格を漏らしてはいけないのは当然としても、漏れないようにする方法は考えられますか。

◇ 実際のところ、最低制限価格を知ることが出来る人は何人ぐらいいるのですか。

◇ 予定価格は公表しているのですよね。そこから計算してくる業者もありますよね。

◇ 最低制限価格の算定方法は公表しなければいけないのですか。

◇ 制度の見直しは可能であるのですか。今の状況では市が損をしているように見える。これも検討課題としてほしい。

◇ 試行錯誤中だとは思いますが、もう少しいい方法がないか次回までに検討してほしい。

◇ 各業者が780万円台で入札しているということは、800万円未満でできるということではないのですか、予定価格の設定に問題があるのではないのですか。

◇ それは業者は知っているのですか。

◇ 何か業者に制度を逆手に取られているように思われるので、見直しを検討してほしい。

◆ その通りだと思います。見直しについては以前から検討しているところですが、他市でも県の方式に変えたところもあれば、徳島市と同様の方式に変えたところもあり、どういった方法がいいのか判断が難しいところでもあります。

◆ 今の制度であれば、開札するまで分からないようになっており、漏れることがないという点ではすぐれていると思います。

◆ 今の制度では開札するまで誰も分かりません。

◆ 他者の入札額が分からなければ計算はできません。

◆ 公表しなければ、意図的な数字と思われる可能性があります。

◆ 設計金額＝予定価格であり、積算基準に基づき機械的に積算しています。

◆ 知っているはずです。その上で、各者が下請業者等から見積をとった上で入札額を決めているのだと思います。

審議 3 <指名競争入札>東部環境事業所ごみ焼却施設補修工事実施設計業務

(東部施設課)

◇ これも最低制限価格の算定方法の問題ですね。

◇ 予定価格で入れてくるということはとる意思がないということですか。

◇ このような例はよくあるのですか。

◇ 辞退を繰り返せば指名されなくなる等、何かペナルティーがあるのですか。

◇ 指名業者は公表しているのですか。

◇ これも先程と同じく最低制限価格の算定方法の問題であるので、次回への検討課題としてほしい。

◆ その可能性はあると思います。

◆ ないと思います。ただ、今回同時に開札した西部環境事業所の案件も、落札業者は異なりますが同様の結果でした。

◆ ペナルティーはありません。ただ、他市ではペナルティーがあるところもあり、辞退しづらかったのかもかもしれません。

◆ 県外土コンとしての名簿は窓口で閲覧できますが、今回の案件については、専門性が高いことから、その中から一定の条件を満たす業者を指名しています。この条件は公表していませんが、毎年入札を行っていることから、ある程度はわかるのではないかと思います。

審議 4 <指名競争入札>八万ポンプ場長寿命化計画策定業務

(建設課)

◇ 長寿命化計画策定業務というのは、随意契約とかで次に繋がる仕事はあるのですか。

◇ 市内の業者では出来ないのですか。

◇ 条件に技術士の資格がありますが、無ければ難しいのですか。

◇ 直接人件費のところは各者まちまちですが、それぞれ会社の事情によるものですか。

◇ 前の案件に比べると辞退が少ないのは、業界の違いですか。

◇ 9者が予定価格で入っていますが、これは辞退すれば不利益があると思い100%で入れたということではないのですか。
辞退しても不利益がないということを周知してはどうですか。

◆ ありません。実施設計業務は別に入札します。

◆ 今回は長寿命化計画ということで、機械とか電気とかトータル的に考える必要があることから、県外の業者に発注しました。また、実施設計については大きなポンプ場となると市内の業者では難しいと思いますが、小さなポンプ場であれば市内業者でも出来ると思います。

◆ 難しいと思います。

◆ そうだと思います。

◆ 県外の業者については、得意とする専門分野の違いなどの関係で、辞退が多くなる傾向があるのではないかと思います。特に前の案件は清掃施設という専門性と委託期間が短いということが原因だと考えています。

◆ 周知することで逆に辞退を促すことにならないか、よく検討してみたい。

幾らで入れるか、辞退するかは会社の判断によるものであり、それをどうこうというのは難しいと思います。また、予定価格で入札されることで問題になるのは、最低制限価格の算定方法によるものであり、この見直しとあわせて検討していく必要があると思います。

審議 5 <一般競争入札>末広四丁目污水管渠築造工事 (3工区)

(建設課)

<p>◇ この工事では材料費とかは市で持つのですか。</p> <p>◇ 内訳明細書のどの部分に反映されていますか。</p> <p>◇ 労務費、材料費、諸経費とかに分かれていなくても市でチェックすることは出来るのですか。</p> <p>◇ ガードマンの費用は。</p> <p>◇ ここでは860万円が該当するのですか。</p> <p>◇ 配置人数は市の方で決めているのですか。</p> <p>◇ それでも各者でバラツキがあるがどうしてですか。</p> <p>◇ 内訳書が提出された段階で、あまりにも金額の低い場合は、安全に配慮がされていないとして、認めない場合もあるのですか。</p> <p>◇ 以前、水増し請求をされていたことがありますが、その後はどうなっていますか。</p> <p>◇ 今は心配ないということですね。</p> <p>◇ 施工体系図がありますが、元請けは下請け業者から幾らかかるか見積って、積み上げているのですか。</p> <p>◇ 予定価格が1億4千万円近い工事にもかかわらず、100万以内の争いになっていますが、今までの経験からそうなっているのですか。</p> <p>◇ 予定価格と失格基準価格の計算式が公表されているので、ある程度の目安が計算できるのではないのですか。</p> <p>◇ この案件は各者とりたいという意思があらわれているように思う。</p>	<p>◆ 業者の購入となります。</p> <p>◆ 管渠工、マンホール工等それぞれの工事に含まれています。</p> <p>◆ それぞれ積み上げて計算しているので、チェックは出来ます。</p> <p>◆ 安全費のところですか。</p> <p>◆ そのとおりです。</p> <p>◆ 工期とか区間区間で何人配置するか市で決めています。</p> <p>◆ それぞれ各工程に何日かかるということで積算し、仕様書に書いていますが、各業者によって各工程にかかる日数の見積もりに差があるほか、安全に対する考え方の違いもあり、それぞれの配置人数に違いが出ることから、金額に差が出てくるのだと思います。</p> <p>◆ そこまではしていません。市は標準的な単価で積算していますが、業者によって単価が違うため、一概には言えないと思います。また、ガードマンの配置については現場の状況に応じて増減する必要があることから、落札後の協議によって決めていきます。</p> <p>◆ 提出書類を見直し、警備会社からも書類を提出してもいい、確認をしています。</p> <p>◆ ありません。</p> <p>◆ ガードマンについては人数の問題だけであり、工事ごとに決めている場合もありますし、トータルで単価を契約している場合もあると思います。</p> <p>◆ 下請け業者からの見積もり等を積み上げた結果だと思います。</p> <p>◆ ある程度はわかると思います。</p>
---	--

審議 6 <一般競争入札>末広五丁目污水管渠築造工事（6工区）
（建設課）

<p>◇ 入札結果表についてですが、失格となった業者は採点しないのですか。</p> <p>◇ 5者の点数が同じですが、差はつかないものですか。</p> <p>◇ 市単と国補の部分は明確に分けれるのですか。会計検査の場合とかはどうしているのですか。</p>	<p>◆ しません。</p> <p>◆ 特別簡易型であり配置予定技術者と企業の評価だけで決まるため、差がつきにくい。</p> <p>◆ 今回は污水管渠の整備であり、管の持っている面積により決まっています。一般的に下流側は補助の対象になりますが、上流側は市単となります。図面で分かれており対象がどこかはわかるようになっています。</p>
---	---

◇ 内径 200 ミリというのは続いているのですか。	◆ 汚水管については最小が 200 ミリであり、同じ 200 ミリでも市単と国補の部分があります。終末処理場に近い下流部分では 300 ミリとか 500 ミリの部分もありますが、基本的には 200 ミリとなります。
◇ 前払金の額は、下請けを幾ら使うとかではなく機械的に決まるのですか。	◆ はい。基本的に請負金額の 4 割となります。
◇ 下請けの請書とかには支払い条件についての記載がありますが、それらは前払金から支払われるのですか。 この工事というと、工期が半年かかりますが、下請けには毎月支払いをしないといけないと思いますが、前払金で全て賄えるのですか。	◆ 賄えるかどうかはわかりませんが、中間前払いの制度もあります。
◇ 工事が長期にわたり、途中で資金が枯渇し途中でお手上げとなるようなケースはないのですか。	◆ ありません。
◇ 契約保証金は現金で納付してもらっているのですか。	◆ 現金の場合もありますし、保証会社等の場合もあります。
◇ 保証会社の方が多いのですね。	◆ はい。
◇ 途中で手を上げた場合は保証会社がみてくれるということですか。	◆ はい。
◇ 保証会社を使うかどうかはここでは出てこないのですか。	◆ どこを使うかは業者の判断によります。

審議 7 <一般競争入札>中央浄化センター管理棟運転操作設備改築工事

(建設課)

◇ 最初に製作した業者と落札した業者は同じですか。	◆ 同じです。
◇ 同じ J V ですか。	◆ 施工会社はわかりませんが、製作したのは同じ業者です。
◇ 最初に製作した業者の方が有利ですか。	◆ 当初の設計図面等がある分有利だとは思いますが。
◇ 他の業者が落札した場合やりづらい部分はあるのですか。	◆ 製作した業者でも施工にあたっては現地調査等が必要となりますが、他の業者は資料が少ない分調査期間が長くなると思います。
◇ メンテナンスはこの業者がしているのですか。	◆ 市が行っています。
◇ 直営でしているということですね。 作ったのはいつ頃ですか。	◆ 昭和 55 年です。
◇ ということは 32 年が経過していることにはなりますが、一方で耐用年数は 15 年とありますが、今回補修すると後どれくらい持つようになるのですか。	◆ 今回新しくする工事です。
◇ 新築ということですか。	◆ 既存のものを更新するということで改築となります。
◇ 主要な機器についてはメーカー指定しているのですか。	◆ 性能については仕様書で指定していますが、メーカーまでは指定していません。

◇かなり機器代にばらつきが出ていますが、そういうものですか。	◆多くの機器があり、トータルするとある程度はばらつきが出てくると思います。
◇前の案件では総合評価の点に差がなかったのですが、今回は0点の項目がある業者もありますが、その違いは何ですか。	◆今回の案件では、配置予定技術者の過去の工事成績も評価の対象となっており、過去一定期間の工事実績が無ければ0点となります。
◇ということは0点のところは今回が初めてということですか。	◆そういうことだと思います。あるいは一定期間内に該当する工事がなかったかのどちらかです。
◇失格基準価格が調査基準価格を上回ったのは何か理由がありますか。	◆各者の積算した金額が高かった場合はこのような結果になります。
◇失格判断基準とは何ですか。	◆直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の各項目の中で一定の率を下回った項目があると失格基準価格を上回っていても失格になるということです。
◇総額では上回ったが、項目ごとに見ると下回った項目があったということですね。	◆そういうことです。
◇そうすると内訳明細書の記載が重要になってくると思いますが、各業者は知っているのですか。	◆公告文の中で明示しています。

審議 8 <一般競争入札>西の丸系浄水池送水制御機械設備工事

(水道局)

◇P5のくじてん末書とくじを引くべき入札者が開札に立会わなかったとはどういう事なのでしょう。	◆郵便入札を行い、入札書が郵送されてきます。開札時にくじを引くべく入札者の立会いとして開札会場に居てくだされば、そのままくじを引くことが出来たのですが、今回は立会わなかったので公告文により、次の日にくじ引きを行いました。
◇開札を行った日には何社か立会っていたのですか。	◆はい、来ておりました。
◇この立会いは義務付けてはないのですか。	◆立会う事が出来るとなっていますので、義務付けではないです。
◇くじ引きになって、翌日とかになると手間がかかりませんか。	◆くじ引きというのが少ないので感じません。
◇水道局員がくじ引きを行ったのですか。	◆翌日のくじ引きに来て頂くよう、入札後に業者に連絡をとりました。今回は業者が来て下さいましたが、もし、遠い県外などの場合でくじ引きが出来ないとすれば、事務に関係の無い職員がくじ引きを行うとなっております。
◇順番はどうするのですか。	◆最初に、順番くじを引く為にじゃんけんをしてもらい、順番くじを引いて頂きます。その順番くじに書かれている順番で、本くじを引いて、同時に中身を確認して頂きます。
◇箱の中に入れておられるのですか。	◆封筒の中に入れております。
◇予定価格と殆ど変わらないのは何故でしょうか。	◆最低価格より下回った業者も多数いて、最低価格を下回って失格になり、上位2者が同額で入札されまして、こういう結果になりました。
◇失格が多い為に、金額の高い業者が落札するのは上半期で何件くらいあったのでしょうか。	◆すみません把握していませんが、通常的水道工事だと、15者以上の申し込みが殆どで、その中でも失格になるのは数社です。今回のこういった工事で多くの失格者が出るのは珍しい事です。

審議 9 <指名競争入札>花谷配水場手動バタフライ弁改造工事

(水道局)

<p>◇ 修繕工事になるのでしょうか。</p> <p>◇ 性能が良くなるのですか。</p> <p>◇ 法花谷まで行かなくても操作出来るという訳ですね。</p> <p>◇ こういう仕事の場合は、落札した業者や入札に参加した業者が自社で行う事のできる工事でしょうか。下請けを出さなくても出来るのでしょうか。</p> <p>◇ P21の施工体系図に下請けが出てこないという訳ですね。</p> <p>◇ それでも工期がかかるのですか。</p> <p>◇ 既製品みたいのはないのでしょうか。</p> <p>◇ そういう図面は水道局が渡すのでしょうか。</p> <p>◇ 遠隔操作は無線で行うのですか。</p> <p>◇ その発注予定の工事は、指名する業者は違うのでしょうか。</p> <p>◇ 通信とかコンピューター等の機械の会社が指名されてるみたいですが。</p> <p>◇ この会社は機械メーカーですか。</p> <p>◇ 前に指名停止を行っていた業者がいるようなのですが。</p>	<p>◆ 改造です。手動弁を電動化する改造工事です。</p> <p>◆ 使用する方法の選択肢が増えるという事です。手動弁の場合だと職員が現地に赴き、その弁を回さないと開閉出来ないのですが、電動弁は動力で回すことが出来て、遠隔操作で操作出来るということです。</p> <p>◆ はい。そうです。</p> <p>◆ 仕事によって違うのですが、今回は手動弁の操作を電動化する工事ですので、例えば、メーカーがその部分を製作して取り替える工事になりますので、どちらかという下請け業者が入らないことが多いです。</p> <p>◆ はい。そうです。</p> <p>◆ 電動化する部分のコントローラーをそのバルブに合わせて製作し、そのバルブの設計期間と製作期間が含まれていますので、製作に時間が要します。その後に取り替えますが、現場での工事は比較的短期間で出来るのが多いです。</p> <p>◆ バルブの本体は、口径にもよりますが、既製品に近い様な形です。コントローラーの部分はどちらかと言えば、そのバルブに合わせた様な形になります。動力の電源にしても、100V、200V、400Vと選択肢があり、その物を持ってきて取り付けは出来ませんので、製作となります。</p> <p>◆ 物によっては渡す場合もあります。落札業者と設計の協議をして、作る場合もあります。</p> <p>◆ 種類がありまして、通常は専用回線で操作します。今回の工事は、その部分の工事は入っていません。バルブを電動化する工事で、後日に、その電動バルブを操作する工事を発注予定です。</p> <p>◆ 違います。</p> <p>◆ 手動弁を電動化に替える部分の工事で、今回は機械器具設置業者で指名しています。遠隔操作とかになると、電気メーカーが多いです。</p> <p>◆ 機械メーカーです。</p> <p>◆ 今は解除されています。</p>
--	--

審議 10 <指名競争入札>鮎喰川水管橋耐震補強工事 (その5)

(水道局)

<p>◇ 無効と辞退があるのですが、辞退が多いのと、無効はどういう事でしょうか。</p>	<p>◆ 入札書の件名を書き忘れていたみたいでしたので、無効とさせて頂きました。辞退が多いのは、この時期だと、技術者の配置が難しかった事もあると思います。分かりません。</p>
--	--

◇ この時期というのは、毎年この時期なのでしょうか。	◆ この時期や金額の大小に関わらず、技術者不足というのが現れているのだと思います。どこの都道府県でも不足気味だと聞いております。この業種に関しても技術者不足で現場に張付出来ないのかと思います。
◇ この時期だと、土木一式工事が集中しているのでしょうか。	◆ 時期もありますでしょうが、国や県の経済対策による公共工事が多く発注されている事も要因の一つだと思います。
◇ この工事は分割発注ですか。	◆ 平成22年度からしております。この水管橋の橋脚は8本あり、それぞれ2本、1本と分けて工事しております。
◇ この工事は解体もあるのでしょうか。P3の7番目に書いてますが。	◆ これは建設リサイクル法の関係で、契約書の様式で指定されています。今回の工事で解体工事はないです。
◇ 落橋防止システムとはこういったシステムなのですか。	◆ 鉄筋コンクリートで沓座の拡幅を行い鋼管が軸方向にも横方向にも落ちないようにするため、鋼材の設置を行うものです。
◇ 震度は何度まで耐える基準とかあるのでしょうか。	◆ この場合だと、平成19年度に耐震2次診断を行いまして、その時の基準が東南海南海地震クラスの地震で耐える事で設計しました。
◇ 順番にこれらもしていくのですか。	◆ 順番に工事をしていくつもりです。

指名停止等の運用状況について

	1 対象期間(25.4.1~25.9.30)の指名停止について ◆ 指名停止はありませんでした。(土木政策課) ◆ 指名停止はありませんでした(水道局)
--	--

談合情報への対応状況について

	1 対象期間(24.4.1~24.9.30)の談合情報について ◆ 談合情報はありませんでした。(土木政策課) ◆ 談合情報はありませんでした。(水道局)
--	---